

6 重 契 第 29 号
令和 7 年 4 月 1 日

入札参加有資格者 各位

高知市総務部 契約課

現場代理人及び技術者等に関する取扱いについて（通知）

現場代理人及び技術者等の取扱いについて（令和 7 年 1 月 31 日付け 6 重契第 10 号高知市総務部契約課通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

改正内容は下記のとおりです。

記

1 概要

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の一部改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）により、工事又は製造の請負契約に係る随意契約によることができる基準額が 130 万円から 200 万円に引き上げられることに伴い、現場代理人の兼務の申請を認める場合の金額の基準についても、同様に改めたものです。

2 改正内容

(1) 現場代理人の兼務要件緩和

工事内容等の要件を考慮し、併せてすべての工事を概ね 30 分以内で移動できる場合に限り、2 件を限度に兼務することができる工事の基準を、予定価格 200 万円を超え、請負代金額 4,500 万円未満に改めました。

3 適用日

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から適用します。

現場代理人及び技術者等に関する取扱いについて

1 現場代理人について

(1) 現場代理人の資格要件

現場代理人となるための資格要件は、特に定めはありませんが、受注者に代わって現場の運営及び取締りを行うという、建設工事請負契約書に定められた職務が遂行できる者でなければいけません。また、受注者と直接的な雇用関係にあることが必要です。

主任技術者・監理技術者等（以下、配置技術者という。）と現場代理人の兼務は認められますが、建設業法上、次の者は各々の職務に常勤又は専任でなければならないとされていることから、現場代理人となることができません。

- ① 経營業務の管理責任者
- ② 営業所における専任の技術者

(2) 現場代理人の常駐

現場代理人は、工事現場に常駐することを契約約款において義務づけています。

「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

(3) 常駐が必要な期間

現場代理人が工事現場に常駐しなければならない期間は、工事の着手日から完了日（工事完成届の提出日）までとします。

(4) 常駐を要しない期間

休日等で工事現場が稼働していないときのほか、工事現場が稼働しない次の期間中においては現場代理人の工事現場への常駐を要しません。

- ① 施工のために工場製作又は外注資材の発注が必要な工事で、測量等が完了した後、工場製作品又は外注資材品を待つて工事現場が稼働する場合の測量等の完了後、現場着工までの期間
- ② 施工のために工場製作又は外注資材の発注が必要な工事で、測量等は要せず、工場製作品又は外注資材品を待つて工事現場が稼働する場合の現場着工までの期間
- ③ 契約担当機関により工事の一時中止（部分中止は除く。）が行われ、工事再開まで工事現場の稼働がない場合の一時中止期間（現場管理のため、契約担当機関が工事現場への常駐を特に指示した場合を除く。）

2 配置技術者について

(1) 配置技術者の専任について

建設業法第26条の規定により、公共性のある工作物に関する重要な工事（請負代金額（税込。以下同じ。）4,500万円以上、建築一式工事においては9,000万円以上）に設置する配置技術者は、特別な場合を除き、原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

専任を要しない工事の主任技術者であれば他の工事との兼務も可能です。

(2) 配置技術者の資格要件

- ① 直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ② 工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。
（主任技術者の場合：建設業法第7条第2号による）
（監理技術者の場合：建設業法第15条第2号による）
- ③ 「②」とは別に定める要件等があれば、その要件を満たす者であること。

(3) 営業所の専任技術者又は経營業務の管理責任者との兼務について

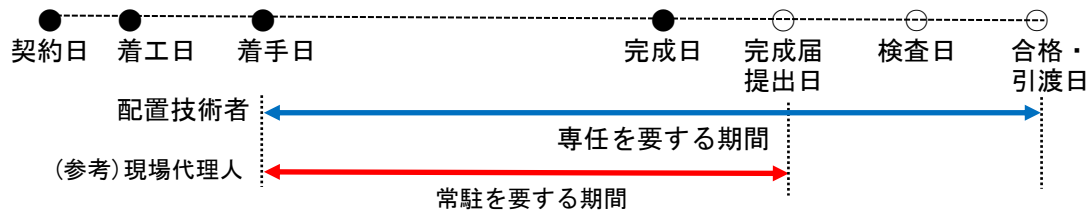
配置技術者が専任を要する場合を除き、次の要件を満たせば営業所の専任技術者又は経營業務の管理責任者との兼務が可能です。

- ① 当該営業所において請負契約が締結された工事
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。

(4) 配置技術者の専任期間に係る取扱いについて

公共性のある工作物に関する重要な工事（請負代金額 4,500 万円以上、建築一式工事においては 9,000 万円以上）に設置される配置技術者における専任を要する期間について、次のとおり取扱います。

専任要件の工事の専任を要する期間：工事着手日 から 引渡日



※着手日とは、現場事務所の設置、資機材の搬入または、仮設工事等が開始される（現場施工に着手する）日をいい、着工日（工期の始期）とは異なります。着工日以降であっても、現場施工に着手するまでの期間については配置技術者の工事への専任は要さないこととします。

- ・着手日（または着手期限）をあらかじめ決める必要がある場合は、設計図書に記載します。それ以外については、請負契約の締結後、監督職員と受注者の協議により定めることとします。
- ・受注者は、現場着手後速やかに着手届（別添様式）を工事課に 2 部提出してください。

(5) 専任の主任技術者の兼務について

公共性のある工作物に関する重要な工事のうち、密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所（工事現場の相互の間隔が 10km 程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができます（建設業法施行令第 27 条第 2 項）。※専任の監理技術者には適用されません。

この場合、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、原則 2 件程度の兼務が可能ですが、受発注者間で協議のうえ、施工管理等に支障が無いと認められる場合に限り、当分の間 3 件まで兼務可能とします。

3 現場代理人の兼務の取扱い

現場代理人は常驻を要することから、他の工事と重複して現場代理人となることはできませんが、次のいずれかに該当する場合は、同一の現場代理人が複数の現場を兼務することができます。なお、兼務配置しようとする場合は、別添様式により申請を行い、承認を受ける必要があります。

- (1) 請負代金額 4,500 万円未満の災害復旧工事（緊急発注工事を含む。）を複数受注した場合の兼務（すべての工事を概ね 30 分以内で移動できる場合に限る。）
- (2) 施工中の工事と直接関連する別の工事を随意契約で受注した場合の兼務（高知市発注工事に限る。）
- (3) 施工中の工事に隣接し、かつ関連する別の工事を受注した場合の兼務
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間で、同一工場内における別の工事との兼務
- (5) 常驻を要しない期間における兼務（常驻を要しない期間については、1 (4) 参照）
- (6) 予定価格（税込）が **200 万円** を超え、かつ請負代金額が 4,500 万円未満の工事の兼務（ア～エに掲げる要件を考慮し、併せてすべての工事を概ね 30 分以内で移動できる場合に限り、2 件を限度に兼務することができる。）
 - ア 交通量が多い場所での工事（ただし、工事場所が区分され通行者等へ工事の影響が及ばない工事は除く。）であるか。
 - イ 通学者が多い場所での工事（ただし、工事場所が区分され通学者へ工事の影響が及ばない工事は除く。）であるか。
 - ウ 夜間工事であるか。
 - エ アからウまでに掲げるもの以外で、発注機関が単独での現場代理人配置が必要と判断する工事であるか。

- (7) 請負代金額 4,500 万円以上の工事を含む場合で、建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定により主任技術者の兼務が認められる工事の兼務（2 (5) 参照）
（(6) のア～エに掲げる要件を考慮し、併せてすべての工事を概ね 30 分以内で移動できる場合に限り、2 件を限度に兼務することができる。）

注意

- ・(1) (2) (3) (6) (7) により兼務が承認された場合は、現場代理人は必ず兼務するいずれかの工事現場に滞在し、かつ、一日につき 1 回以上それぞれの工事現場に滞在することとします。

4 配置技術者が現場代理人を兼務する場合の取扱い

(1) 配置技術者の専任を要する場合

建設業法上、配置技術者の専任が必要な請負代金額 4,500 万円以上（建築一式工事は 9,000 万円以上）の建設工事において、配置技術者が現場代理人を兼務する場合は、配置技術者の専任制の制約上、アまたはイのいずれかの期間（専任が必要な配置技術者の専任を要しない期間の特例）を除き他の工事の現場代理人となることはできません。（2 (5) に該当する場合を除く。）

ア 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、同一工場内で工場製作のみが行われている期間

イ 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事が全面的に一時中止している期間

(2) 配置技術者の専任を要しない場合

配置技術者の専任が必要でない請負代金額 4,500 万円未満（建築一式は 9,000 万円未満）の工事であっても、配置技術者が現場代理人を兼務する場合には、現場代理人の工事現場への常駐義務の制約上、他の工事の現場代理人との兼務が認められる場合を除いて、他の工事の主任技術者を兼務することができません。

5 技術者等の配置について

技術者等の配置について、兼務の可、不可について別表にまとめていますので参照ください。

6 配置技術者の変更について

配置技術者については、適正な施工確保を阻害するおそれがあることから、原則工期途中での交代を認めておりません。ただし、病休・死亡・退職などの特別な理由がある場合や、工場での製作期間と現場での据付期間等で変更を認める場合等は除きます。

配置技術者の変更が必要となった場合は、事前に担当工事課及び契約課にご相談ください。

7 現場代理人の変更について

事前協議により工事の施工継続に支障がないと認める場合に限り、現場代理人を変更することができます。現場代理人の変更が必要となった場合は、事前に担当工事課及び契約課にご相談ください。

8 その他

各種書類への虚偽記載や、前述の事項に違反した場合は、指名停止の措置を行うことがあります。

別表

現場代理人、主任技術者又は監理技術者、営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者の兼務について

○…兼務可 △…兼務不可（承認により兼務可） ×…兼務不可

			専任を要しない工事			専任を要する工事		
			現場代理人	主任・監理技術者	営業所専任技術者・経營業務管理責任者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所専任技術者・経營業務管理責任者
同一工事	現場代理人			○	×		○	×
	主任・監理技術者		○		○※1	○		×
	営業所専任技術者・経營業務管理責任者		×	○※1		×	×	
別途工事	専任を要しない工事	現場代理人	△※2	△※3	×	△※2, ※5	△※5	×
		主任・監理技術者	△※3	○	○※1	△※5	△※4	×
	専任を要する工事	現場代理人	△※2, ※5	△※5	×	△※2, ※5	△※5	×
		主任・監理技術者	△※5	△※4	×	△※5	△※4	×

- ・主任技術者又は監理技術者の専任を要しない工事とは、請負代金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の工事
- ・主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事とは、請負代金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事

- (注)
- ※1 営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者が兼務できるのは、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取れる体制にある場合です。
 - ※2 同一現場等、特別な場合にのみ現場代理人を兼務することが可能です。（3 現場代理人の取扱い(1)～(6) 参照）
 - (1) 請負代金額4,500万円未満の災害復旧工事（緊急発注工事を含む。）を複数受注した場合の兼務
 - (2) 施工中の工事と直接関連する別の工事を随意契約で受注した場合の兼務 <高知市発注工事に限る>
 - (3) 施工中の工事に隣接し、かつ関連する別の工事を受注した場合の兼務
 - (4) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間で、同一工場内における別の工事との兼務
 - (5) 常駐を要しない期間における兼務
 - (6) 予定価格（税込）が200万円を超え、かつ請負代金額が4,500万円未満の工事の兼務
 - ※3 専任を要しない工事において、※2が認められた場合、現場代理人と別途工事の主任・監理技術者を兼務することができます。
 - ※4 密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができます。【専任の監理技術者には適用されません】（建設業法施行令第27条第2項）
 - ※5 請負代金額4,500万円以上の工事を含む場合であっても、※4により主任技術者の兼務が認められる工事については、2件を限度に現場代理人の兼務を申請することができます。（3 現場代理人の兼務の取扱い(7) 参照）

令和 年 月 日

高知市長 様

受注者
住所又は所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

着 手 届

下記の工事について、令和 年 月 日に着手しました。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
請負代金額	¥
契約年月日	令和 年 月 日

※現場着手後速やかに監督職員に2部提出してください。

様式 1

令和 年 月 日

高知市長 様

申請者 所在地
商号又は名称
代表者職／氏名

現場代理人兼務申請書

現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保できますので、下記のとおり現場代理人兼務を申請します。

記

1 兼務配置させる現場代理人

氏 名	
-----	--

2 現場代理人を兼務配置させる予定の工事

工 事 名			
工 事 場 所			
請負代金額		技術者との兼務	☐ 有 ・ ☐ 無
発注課(機関)名			
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		

3 現場代理人が兼務配置となる工事

工 事 名			
工 事 場 所			
請負代金額		技術者との兼務	☐ 有 ・ ☐ 無
発注課(機関)名			
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		

※ 2 件を超えて兼務となる場合は、「別紙工事一覧のとおり」とすること。

4 理 由

- ☐ (1) 請負代金額 4,500 万円未満の災害復旧工事（緊急発注工事を含む。）の兼務
- ☐ (2) 施工中の工事と直接関連する別の工事を随意契約で受注した場合の兼務
- ☐ (3) 施工中の工事に隣接し、かつ関連する別の工事を受注した場合の兼務
- ☐ (6) 予定価格(税込) が 200 万円を超え、かつ請負代金額が 4,500 万円未満の工事の兼務
- ☐ (7) 請負代金額 4,500 万円以上の工事を含む場合で、建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定により主任技術者の兼務が認められる工事の兼務

※申請書記載にあたっての注意点

- ① 3について、すでに契約している工事は、契約書(表紙)の写しを添付してください。
- ② 3に記載する兼務配置となる工事が高知市発注工事以外の場合は、別の発注機関の兼務を認める書類の写しを添付する必要があります。別の発注機関の承認がなければ、兼務の承認ができません。
- ③ 現在契約している高知市発注工事の現場代理人を、高知市発注以外の工事で兼務配置させようとする場合は、2に兼務配置させる予定の高知市発注以外の工事を、3に兼務配置となる現在契約している高知市発注工事を記載して下さい。
- ④ 要件に該当しても、兼務を承認することができない場合がありますので、兼務配置を予定している場合は、入札（見積り）前に契約担当機関に確認してください。

高知市長 様

申請者 所在地
商号又は名称
代表者職／氏名

現場代理人兼務申請書

高知市発注の下記工事に係る現場代理人を兼務配置したいので申請します。
記

1 兼務配置させる現場代理人

氏 名	
-----	--

2 現場代理人を兼務配置させる予定の工事

工 事 名			
工 事 場 所			
請負代金額		技術者との兼務	☐ 有 ・ ☐ 無
発注課(機関)名			
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		

3 現場代理人が兼務配置となる工事

工 事 名			
工 事 場 所			
請負代金額		技術者との兼務	☐ 有 ・ ☐ 無
発注課(機関)名			
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		

※ 2件を超えて兼務となる場合は、「別紙工事一覧のとおり」とすること。

4 理 由

- ☐ (4) 工場製作のみが行われている期間で、同一工場内における別の工事との兼務
☐ (5) 常駐を要しない期間における兼務

常駐を要しない工事名	
常駐を要しない期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
常駐を要しない理由	

※申請書記載にあたっての注意点

- ① (4)又は(5)の理由で現場代理人を兼務配置させる場合で、3に記載する兼務配置となる工事が高知市発注工事以外の場合は、兼務を認める書類の写しを添付する必要があります。別の発注機関の承認がなければ、兼務の承認ができません。
- ② 現在契約している高知市発注工事の現場代理人を、(4)又は(5)の理由で高知市発注以外の工事で兼務配置させようとする場合は、2に兼務配置させる予定の高知市発注以外の工事を、3に兼務配置となる現在契約している高知市発注工事を記載して下さい。
- ③ 橋梁やポンプ等の工場製作を含む工事であって、同一工場内で工場製作のみが行われている期間や自然災害等により工事が全面的に一時中止している期間については、請負代金額4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の建設工事についても、専任が必要な配置技術者の専任を要しない期間の特例として、他の工事の現場代理人となることができますが、契約担当機関と工事請負者の間で、専任を要しない期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっている必要があります。
- ④ 要件に該当しても、兼務を承認することができない場合がありますので、兼務配置を予定している場合は、入札（見積り）前に契約担当機関に確認してください。

【参考】現場代理人及び主任技術者の兼務の取扱いについて

この表は、ケース毎に兼務可能なパターン例を示したものであり、実際に兼務を承認するかどうかは、現場条件により判断します。（交通量、通学者の多寡、夜間工事であるかどうかなど）

(1) 主任技術者の専任を要しない工事の場合

	工事①	工事②	兼務要件
請負代金額	4,500万円未満	4,500万円未満	
現場代理人	A	A	※1, ※2
主任技術者	A	A	

(2) 主任技術者の専任を要する工事を1件含む場合

	工事①	工事②	兼務要件
請負代金額	4,500万円未満	4,500万円以上	
現場代理人	A	A	※3
主任技術者	A	A	※4

(3) 主任技術者の専任を要する工事2件の場合

	工事①	工事②	兼務要件
請負代金額	4,500万円以上	4,500万円以上	
現場代理人	A	A	※3
主任技術者	A	A	※4

⇒密接な関連+10km程度以内+概ね30分以内を満たす場合に適用される。（関連性のない工事の兼務は×）

(4) 主任技術者の専任を要する工事3件の場合

	工事①	工事②	工事③	兼務要件
請負代金額	4,500万円以上	4,500万円以上	4,500万円以上	
現場代理人	A	A	B	※3
主任技術者	A	A	A	※4

⇒密接な関連+10km程度以内+概ね30分以内を満たす場合に適用される。（関連性のない工事の兼務は×）
⇒工事③は、施工上問題が無い場合に限り兼務を認める。
⇒現場代理人の兼務は2件までとする。

現場代理人・主任技術者の兼務要件について

◆現場代理人の兼務要件：「3 現場代理人の兼務の取扱い」参照

※1 (1) 請負代金額4,500万円未満の災害復旧工事

※2 (6) 予定価格（税込）が200万円を超え、かつ請負代金額が4,500万円未満の工事の兼務

※3 (7) 請負代金額4,500万円以上の工事を含む場合で、建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼務が認められる工事（※4）の兼務

◆主任技術者の兼務要件：「2 (5) 専任の主任技術者の兼務について」参照

※4 密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所（工事現場の相互の間隔が10km程度）において施工する工事の兼務（建設業法施行令第27条第2項）

注1 随意契約により受注した場合、関連性のある隣接工事の場合、工場製作期間中における同一工場の扱い等の詳細については、上表と異なる取扱いとなることに留意してください。なお、詳細については「現場代理人及び技術者等に関する取扱いについて」を参照してください。

注2 建築一式工事に係る主任技術者にあつては、上表中の「4,500万円」を「9,000万円」と読み替えてください。

注3 一つでも監理技術者となる場合（下請総額5,000万円以上（建築一式工事は8,000万円））は適用できません。